

医療介護の連携について (在宅における薬剤師業務)

1. 現状と課題

在宅患者における薬剤に関連する問題として、薬剤の保管状況、薬剤の飲み忘れ・飲み残し、服用薬剤の理解不足などが指摘されており、これら問題の改善のためにも薬剤師関与の必要性は高い。

在宅における薬剤師業務としては、医師からの処方せんや指示に基づくチーム医療・介護の一環として、患者宅への医薬品等の供給、医療用麻薬を含む服薬・保管状況の確認・指導、服薬支援等の薬学的管理指導がある。

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届出ている薬局は多い一方で、実際に在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している薬局は1割に満たず、少ない。また、薬局薬剤師による退院時共同指導についても、調剤報酬上は評価されているものの、ほとんど実施されていない。

在宅緩和医療のために必要となる医療用麻薬については、不良在庫となる場合が多く、その取扱いについては薬局にとっても負担が大きいものとなっている。

(薬局の規模と在宅薬剤師業務の実施体制)

約7割の保険薬局は、常勤換算での薬剤師数が3人未満と規模が小さく、在宅患者訪問薬剤管理指導等の在宅薬剤師業務は、他の調剤業務の空いた時間に行うか、閉局して行っているところが多い。

(一部の高齢者向け住宅・施設の入所者における薬剤関連の問題について)

一部の高齢者向け住宅・施設の入所者のうち約2割の入所者に、服用薬への理解不足、薬の飲み忘れ、嚥下能力に適さない剤形など、薬剤関連の問題があるとの指摘がある。

一方で、一部の高齢者向け住宅・施設の入所者に対する訪問薬剤管理指導は、医療保険・介護保険上、評価されない。

(医療保険・介護保険算定上の取扱い)

薬局薬剤師については、医療保険及び介護保険のいずれにおいても、医師等の指示に基づき、薬学的管理指導計画を作成し、これに基づいて薬学的管理指導を行った場合にのみ、算定が可能となっている。

実際には、医師からの指示がなされる前に薬剤師が訪問し残薬などの状況把握を行ったり、介護支援専門員などから在宅における薬剤管理指導に係る相談・情報提供がなされることもあるところ。

2. 論点

薬局規模の現状等を踏まえ、薬剤師の人数が少ない薬局における在宅薬剤師業務を進める上で、医療保険において、どのような対応が考えられるか。

一部の高齢者向け住宅・施設の入所者に対する薬剤管理指導のあり方についてどう考えるか。

介護支援専門員からの相談・情報提供などにより、医師からの指示を受ける前に薬剤師が訪問し状況把握を行い、薬剤管理指導のきっかけとなる場合もあるが、指示前の訪問の診療報酬上の評価についてどう考えるか。